令和４年

重要判例回顧

弁護士
柳田 幸三

本稿は、本増刊号冒頭の、本誌令和４年１月号（８７９号）から同年12月号（８９２号）までの本誌通常号の「金融商事実務判例紹介」欄掲載の判例の中から、企業法務および銀行法務の観点からみて重要なものを「預金・融資・為替」、「その他金融」、「回収・倒産・民事手続」、「担保・保証・その他民商法」、「会社法」、「コンプライアンス」の６つの分野に分類して、その概要を紹介するものである。「監修にあたって」で触れたとおり、前年号と比較して、分類の名称が変更されていることに留意されたい。記述にあたっては、前年号と同様に、通読する場合の読みやすさの観点から、訴訟当事者を原告、控訴人、上告人などの審級によって異なる訴訟手続上の呼称で呼ぶことは避けることとした。なお、紙幅の関係と重要性の観点から、最高裁判例を対象としてその概要を紹介することとした。下級審判例については、「重要判例解説」の解説等を適宜参照していただきたい。また、略称については、紙幅の関係で当該語に続く括弧内に略称のみ記載することとした。

一　預金・融資・為替

1　いわゆるキャッシュカードすり替え型の窃盗罪につき実行の着手があるとされた事例（棄却）（最決令和４・２・14本号4判例）

本件は、被告人が氏名不詳者らと共謀のうえ、金融庁職員になりすましてキャッシュカードを窃取しようと考え、警察官になりすました氏名不詳者が、被害者宅に電話をかけ、被害者（当時79歳）に対し、被害者名義の口座から預金が引き出される詐欺被害に遭っており、再度の被害を防止するため、金融庁職員が持参した封筒にキャッシュカードを入れて保管する必要がある旨うそを言い、さらに、金融庁職員になりすました被告人が、被害者をして、前記キャッシュカードを封筒に入れさせたうえ、同封筒を別の封筒とすり替えて同キャッシュカードを窃取するため、被害者宅付近路上まで赴いたが、警察官の尾行に気づいて断念し、その目的を遂げなかったとして、窃盗未遂罪で起訴された事案である。

原判決は、犯罪の実行の着手

分類		概　要	裁判所・言渡日等	出　典
預金	準占有者に対する弁済	金融機関が、口座名義人以外の第三者のする払戻し等の請求に応じたときに、当該払戻し等が、預金契約（金銭消費寄託契約）における注意義務に違反し、債務不履行となる場合について判断した事例	東京地判令和元・12・10（控訴）	判タ　1491号237頁 金法　2143号　75頁 令和２年版5判例
		被相続人の存命中に被相続人名義の預金口座から預金を払い戻した者には払戻権限があったため、相続人から払戻者に対する不法行為の損害賠償請求権または不当利得返還請求権は認められないが、払戻者と被相続人の間には、払い戻した預金に関し、寄託契約が成立していたとして、相続人から払戻者に対する寄託金返還請求が認められた事例	東京高判令和4・4・28（上告、上告受理申立て）	金判　1650号　16頁 本号1判例
	履行遅滞	金融機関による預貯金の払戻しの遅滞につき正当な理由があるとしてその責任が認められなかった事例	東京地判令和4・3・30（確定）	金判　1650号　50頁 本号2判例
	預金と相続	自筆証書遺言中の相続等の対象とされた「現金」との文言につき、預金を含むものと解された事例	東京地判令和3・8・16（確定）	金法　2182号　88頁
		1　相続人が、被相続人の生前に、被相続人の預金口座等から被相続人に無断で出金し、これに対し他の相続人が、被相続人から相続した不当利得返還請求権を行使する場合の権利割合は法定相続分であるとした事例 2　相続人が、被相続人の死後、遺産である被相続人の預金口座から他の相続人に無断で出金し、これに対し他の相続人が、不当利得返還請求権を行使する場合の権利割合は法定相続分であるとした事例	東京地判令和3・9・28（控訴）	判時　2528号　72頁 本号3判例
	銀行預金の譲渡禁止特約と死因贈与	1　公正証書によらない死因贈与契約において、執行者を定めることができるとされた事例 2　死因贈与の執行者は、死因贈与された銀行預金の払戻請求をする権限を有し、払戻請求訴訟の原告適格を有するとされた事例 3　預金契約に譲渡禁止特約がある場合、受贈者は原則として死因贈与契約によって預金債権を取得できないとされた事例 4　銀行が、執行者からの払戻請求を拒絶したことが信義則に違反しないとされた事例	東京地判令和3・8・17（控訴）	判時　2513号　36頁 金法　2177号　88頁
	預金と差押え	債務者の受給年金等の振込先口座の預金債権を差し押さえ、これを取り立てた債権者が、その取り立てた金額の不当利得返還義務を負うことを認めた事例	神戸地尼崎支判令和3・8・2（確定）	判時　2517号　73頁
	盗難キャッシュカード	盗取されたキャッシュカードを利用して払戻しがされた預金の補填請求について、預金者に「重大な過失」があるとして、その請求が認められなかった事例	東京地判令和3・2・19（確定）	金判　1618号　37頁 金法　2178号　92頁 令和３年版1判例
	刑　事	キャッシュカードすり替え型の窃盗罪の実行の着手	最決令和4・2・14（棄却）	刑集76巻2号101頁 本号4判例

1 高齢者預金の払戻権限の有無

高齢者である被相続人の存命中に、被相続人の四女が被相続人名義の預金口座から１億円超の払戻しを受けたことについて、払戻権限があったと認定した事例〔上告、上告受理申立て〕（東京高判令和４・４・28金判1650号16頁）

重要度　★★☆

事案の概要

本件事案は非常に複雑であるため、本件の詳細については判決文に直接あたっていただきたいが、その要旨は次のとおりである。

Ｘは、Ｙ銀行に対し、預金契約に基づき預金の払戻しを求めたところ、Ｙ銀行は、Ｘが花子名義の預金口座から花子の生前に預金払戻を受けたことについて、Ｘに払戻権限がなく、Ｙ銀行について民法478条の債権の準占有者に対する弁済が認められないのであれば、Ｙ銀行は、Ｘに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権等を有するとして、この債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張した事案である。本件には、Ｘの兄弟姉妹も参加しており、当事者の請求、主張、争点は多岐にわたっている。

Ｘは花子の四女である。Ｘは、平成28年６月、車いすに乗った花子（当時80歳）らとともに、Ｙ銀行α支店を訪れ、花子に代わって花子名義口座①および③から合計１億円超の払戻しを受け、それを、同日、Ｘ名義の普通預金口座に振り替えた。

本件では、争点の一つとして、高齢であった花子名義の預金口座をＸが払い戻す点について、その権限の有無が争われ、原審は、花子名義の預金口座の原資は花子の資産であり、その総額が１億円を超えることに着目し、Ｘの払戻権限を否定したが（Ｙ銀行について、民法478条の適用を認め、Ｙ銀行を免責した）、東京高裁は、前記論点について、次のとおり判示し、Ｘの払戻権限を認めた。

判旨

「花子は、ＸとともにＹ銀行α支店に赴き、花子名義口座①及び③の預金通帳及び届出印並びに本人確認書類をＸに預け、Ｘにおいて、本件払戻し及び本件振替入金の手続が行われたところ、これに引き続き、Ｂ銀行δ支店及びＣ銀行θ支店にもＸとともに趣き、Ｘにおいて、花子名義の複数の普通預金口座の解約手続を行い、その払戻金をいずれもＸ名義の普通預金口座に入金している。また、原審の調査嘱託の結果によれば、Ｂ銀行δ支店及びＣ銀行θ支店における上記各解約等の手続については、花子に対する意思確認が行われており、その承諾の下に行われたとみることができる。そうすると、これらの解約等と同様に、Ｘは、花子の承諾の下に、本件払戻及び本件振替入金を行ったとみることが、事実の経過に照らして自然かつ合理的であるということができ、むしろ、本件払戻し等についてのみ花子の承諾がなかったとするのは無理があるといわざるを得ない。そうすると、Ｙ銀行α支店における本件払戻し及び本件振替入金についても、花子の承諾の下で行われたといえ、ひいては、Ｘの本件払戻しの権限がなかったと認めることはできない」。

解説

金融・商事判例誌の本判決に係る匿名コメントも指摘しているとおり、高齢の預金者の預金口座からその推定相続人が払戻しを行った事案において、高齢の預金者が死亡した後、当該払戻しが高齢の預金者の意思に基づくものであったか否かが、相続人らの間で争われることが少なくない。銀行は、その業務遂行上、十分な注意を払っているが、結果として、（不可避的に）こうした相続人間の争いに巻き込まれてしまうことも少なくない。本件は推定相続人である四女が高齢の預金者を伴って来店し１億円超の払戻しを行ったことについてその払戻権限を認めた事例として、実務上、参考になると考えられる。

（浅井弘章）